

一一ノ九、史跡及び名勝に笠置山指定の告示

(昭和七年四月十九日 文部省告示第一一〇号より)

一、指定

指定告示 昭和七年四月十九日 文部省告示第一一〇号(注一)

官報登載 昭和七年四月十九日 第一五八九号

名称 笠置山

所在地 京都府相楽郡笠置村

指定事由 保存要目

史蹟ノ部 第一、第二、第三、第四、及

名勝ノ部 第四、第五に依る

管理者 京都府相楽郡笠置村

(昭和七年十一月十二日、発宗三十五号を以て保存法第五条第一項に依り指定せらる)

要件 公益上必要已むを得ざる場合の外、左の事項は之を許可せざることを要す

(一) 土壇の発掘並破壊

(二) 礎石の移動並破壊

(三) 石仏石塔等の移動並毀損及石仏の手拓

左の事項は許可に当り十分の注意を要す

(四) 樹木の栽植並伐採

(五) 工作物の建設並改築

(六) 其他風致を損傷すべき行為

説明

笠置山は北木津川の清流に臨む。山上に笠置寺あり。安元二年後白河法皇臨幸あり。建久年中解脫上人貞慶伽藍を修し後、元弘元年後醍醐天皇の行宮となりしより、普く世に知らるるに至れり。往古の伽藍堂舎は元弘の役に焼失せしも弘和元年旧構に復せしが、応永五年又火災に罹る。文明年中に至り、貞盛之を再興せりと伝へらる。

正月堂の傍なる薬師石、文殊石、弥勒石の三巨岩には各仏像を刻しありたりと伝ふるも、今は弥勒石の面に光背形を認むるのみ。三巨石に隣れる巨岩には虚空蔵菩薩を刻せり。行宮趾と伝ふる所は弥勒石の北方最高所にありて石階を設け石柵を繞らす。其北方の平地を一の丸趾と称す。

又、行宮趾の南方小字神宮山に建久六年貞慶建立の六角堂精舎般若台趾ありて土壇礎石を存し、東方小字東山に貞慶五輪の塔あり。

笠置全山は粗粒の花崗岩より成り、山上到る処に巨巖累積して莊観を呈

指定範囲

し、「揺き石」「太鼓石」の如き奇岩あり。其麓には木津川の急流淵をなす処に釜ヶ淵、鹿ヶ淵等あり。又河中に種々の形態を成せる岩石あり。畳岩、夫婦岩、かに岩、かはづ岩等殊に名高し。

京都府相楽郡笠置村

大字笠置小字峠、上津、東掛谷、中通、大峯、掛ヶ谷、堂ノ上、西通、笠置山、東山、水晶谷、浜、砂浦、神宮山、千手ヶ瀧、芝浦、大神田、湯谷

大字有市小字附竹、峠阪

大字飛鳥路小字丸山、下河原、平瀬山

(地番省略)

指定地積

国有 九筆 一町一段五畝一一歩

民有 一三八二筆 一三二町二段九畝二七歩四合四勺

二、管理者の指定

発宗三十五号 京都府相楽郡笠置村

史蹟名勝天然記念物保存法第五条第一項により、史蹟及名勝笠置山の管理者に指定す。

昭和七年十一月十二日

文部大臣 鳩山一郎